

I 教育行財政

教育委員会

1 会議開催状況(令和5年度)

定例会	12回	臨時会	5回
議案件数	55件		
請願・陳情	11件		
その他報告	107件		
年間傍聴者	110人		

2 その他

教育機関の視察
各種行事への出席
スクールミーティングの実施
総合教育会議への出席

教育長・教育委員 令和6年4月1日現在



小田嶋 満
教育長



田中 雅文
教育長職務代理人



野村 浩子
委員



芳川 玲子
委員

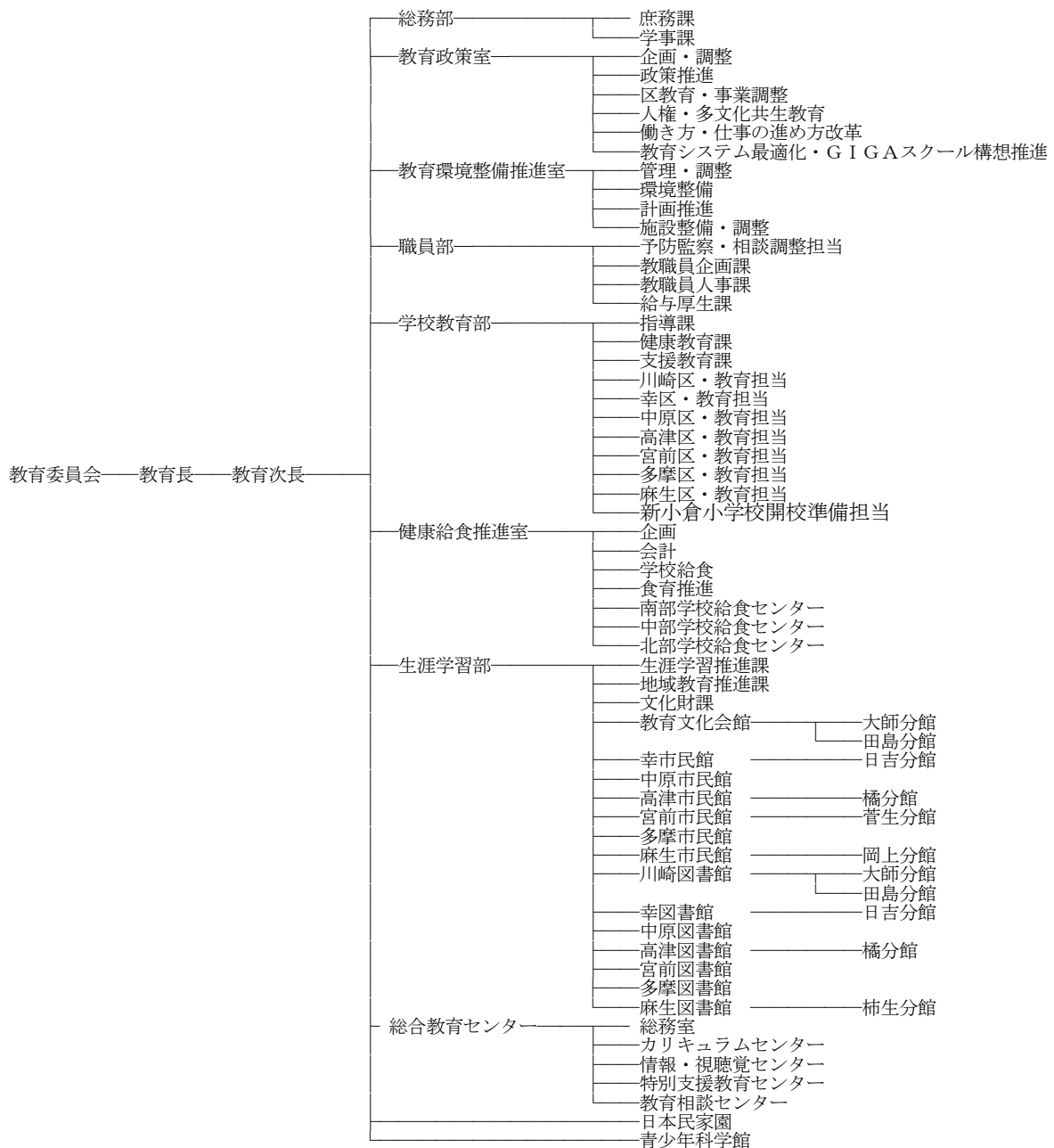


森川 多供子
委員



西井 孝明
委員

教育委員会の組織 (令和6年度)



教育委員会制度

1 教育委員会とは

教育委員会は、学校教育、生涯学習、文化・スポーツの振興などにおいて教育行政を一体的に推進するために、それぞれの地方自治体に設置されている。その性質上、政治的中立を維持すること、行政が安定していること、住民の意向を反映することが求められている。これらに応えるため、市長から独立した行政委員会として、合議制の執行機関として設置されている。

これらの性質を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から、改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」が施行され、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育委員による教育長へのチェック機能の強化などの教育委員会制度改革が行われた。

2 教育長

平成 26 年度まで、市長が教育委員を任命し、構成された教育委員会で、教育委員会の代表者である教育委員長を選任、及び事務局の指揮監督者である教育長を任命していた。

平成 27 年 4 月の法改正により市長が直接教育長を任命することになり、任命責任が明確になった。また、教育長が教育委員会の代表者と事務局の指揮監督者としての役割を担うことで、責任者が教育長であることが明確になり、緊急時でも常勤の教育長が教育委員会会議を招集するタイミングを判断できるようになった。

総合教育会議

1 総合教育会議

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の規定に基づき、川崎市総合教育会議が、平成 27 年 5 月 30 日に設置された。

同会議は、地方公共団体の長が設置することとされ、教育に関する大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置について、首長と教育委員会で協議・調整を行う。

会議の構成員は、首長及び教育委員会（教育長及び教育委員）となっている。

また、会議は、原則、公開となっている。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開となる場合もある。

2 川崎市教育大綱

本市の教育、学術及び文化振興に関する総合的施策について、目標や施策の根本となる方針である。総合教育会議の場で、市長が策定する。策定した大綱の下、市長及び教育委員会が各所管事務を執行していくことになる。

本市では、令和 4 年 3 月 23 日に開催された令和 3 年度第 2 回総合教育会議において、「かわさき教育プラン第 3 期実施計画及び川崎市教育大綱の取扱い」について協議し、「本市における教育振興基本計画である『かわさき教育プラン第 3 期実施計画』をもって、今後 4 年間の本市の教育大綱とする」ことを決定した。

第2次川崎市教育振興基本計画 「かわさき教育プラン」の策定と推進

プランの基本理念

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための 礎 を築く

プランの基本目標

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

基本政策（第3期実施計画の取組）

基本政策Ⅰ

人間としての在り方生き方の軸をつくる

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

1 策定の趣旨

第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」は、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として策定した、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の約10年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものである。

2 プランの位置付け

教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけるとともに、本市総合計画をはじめ、本プランと関連する計画との整合を図りながら、教育施策を総合的かつ体系的に推進する。

3 対象期間

平成27年度から概ね10年間

4 プランの進捗管理

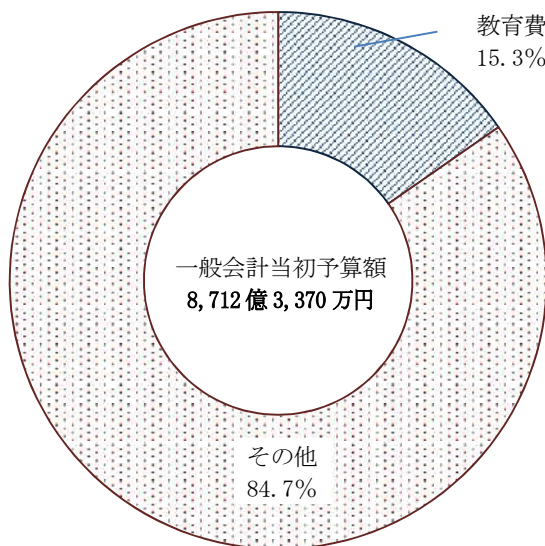
概ね10年間の計画期間全体を通じて実現をめざすものをプランの「基本理念」及び「基本目標」として掲げながら、具体的な取組内容は、「基本政策」、「施策」、「事務事業」の階層で体系的に整理し、概ね4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系としている。

計画の推進にあたっては、基本政策ごとに設定した目標の達成度や施策・事務事業の計画の実行状況を点検し、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる川崎市教育改革推進会議から御意見をいただきながら、毎年度評価を行い、評価の結果については、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用する。

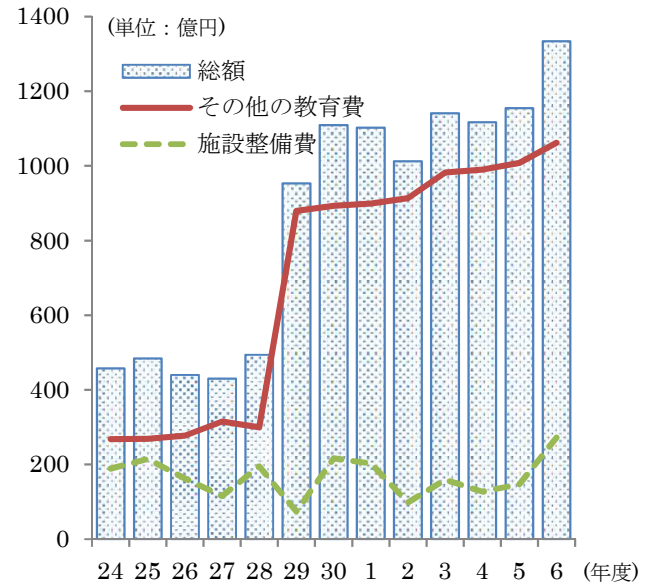
教育予算

令和6年度教育費の当初予算は、1,334億7,762万円となり、前年度と比較して、179億1,112万円の増となっている。これは、主に35人学級への対応等に伴う職員定数の増による職員給与費の増や、新川崎地区学校新設事業、労働会館・教育文化会館再編整備事業の進捗によるものである。

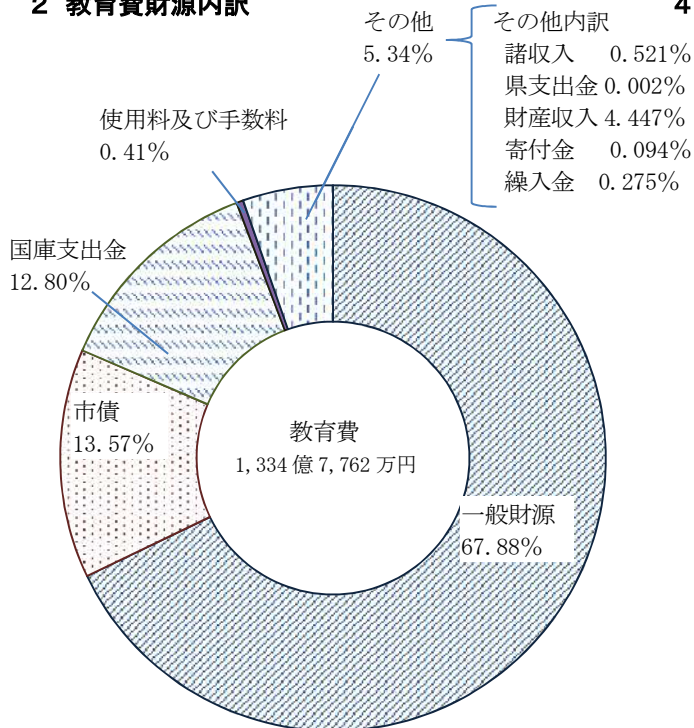
1 川崎市一般会計予算額に占める教育費の割合



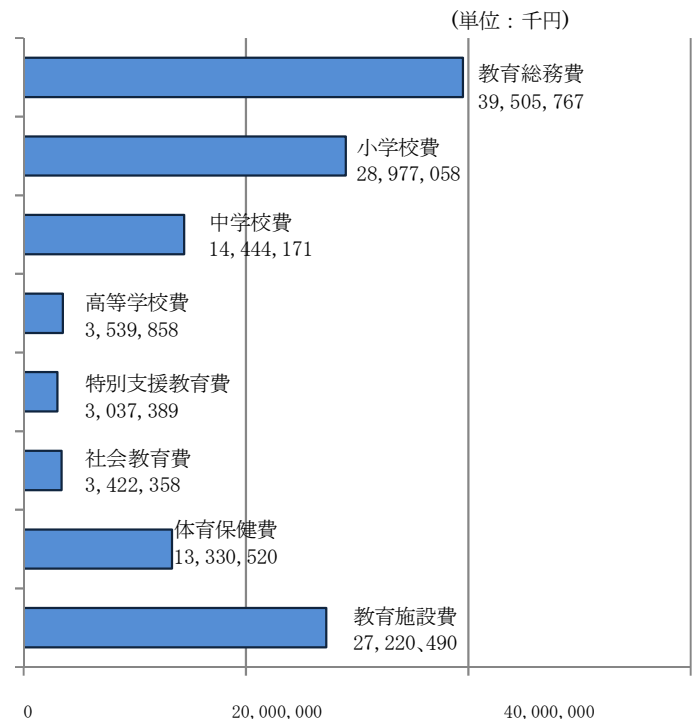
3 教育費の年度別推移



2 教育費財源内訳



4 費目別歳出予算額



*教育費財源内訳の数値は、小数点第3位(その他内訳は第4位)を四捨五入しているため、各数値の計と合計が一致しない場合がある。

児童生徒の増加に対応した教育環境の整備

1 児童生徒増加への対応

本市の一部地域においては、工場跡地や再開発事業などの大規模な住宅開発に伴う人口流入が続いたことにより児童生徒が増加している。こうした児童生徒の増加によって一部の学校では教室不足が生じるなど教育環境への影響が懸念されている。児童生徒の増加に対応し、子どもたちの教育の機会均等と水準の安定的な確保を図り、良好な教育環境を整備推進するため、学校ごとに地域の実情に合わせた取組を進めている。

2 児童生徒増加対応への取組

児童生徒の増加に対応した計画的な学校施設の整備（新設、改築、増築等）及び学区変更の取組を進めている。主な取組は以下のとおり。

【平成 20 年度】

- はるひ野地区の大規模開発に伴う児童生徒の増加へ対応するため、新たにはるひ野小・中学校を設置した。
- 平成 20 年 9 月、児童生徒の増加に対応し、子どもたちの教育の機会均等と水準の安定的な確保を図り、良好な教育環境の整備推進を目的として、副市長、関係局長による「教育環境整備推進会議」を設置し、全庁的な観点から検討を進めた。

【平成 21 年度】

- 平成 21 年 11 月、『児童生徒の増加に対応した教育環境整備の基本的な考え方と当面の対応策』をまとめ、良好な教育環境の整備推進に向けた取組を進めた。
- 平成 21 年 12 月、児童生徒の増加に対応するため、久地小学校、はるひ野小・中学校の隣地を取得し、学校用地の拡張を図った。

【平成 22 年度】

- 平成 22 年 5 月、小杉駅周辺地区の大規模かつ複数の共同住宅の建設による児童の増加に対応するため、日本医科大学と義務教育施設の設置に向け相互に協力する旨の基本合意を締結した。
- 平成 22 年 8 月、子母口小学校について、過大規模校及び学校施設の狭あい解消のため分離新設を検討していくとの対応方針を抜本的に見直し、子母口小学校と東橘中学校とを合築して整備することにより、小中 9 年間にわたる良好な教育環境を確保することとした。
- 犬蔵地区及び万福寺地区において、通学区域の一部変更を行った。

【平成 23 年度】

- 平成 23 年 10 月、日本医科大学と締結した新校設置に関する基本合意に基づき、小学校の新設に向けた取組を推進するため、基本合意の細目にかかる事項について協定を締結した。
- 平成 24 年 1 月、新川崎・鹿島田駅周辺地区における児童の増加へ対応するため、地権者(株式会社ゴールドクレスト)が所有する幸区新小倉地内の土地の一部を取得し、小学校を設置することを予定することについて合意し、基本協定を締結した。

【平成 24 年度】

- 鹿島田地区及び中丸子地区において、通学区域の一部変更を行った。

【平成 25 年度】

- 新川崎地区及び小杉駅周辺地区の小学校新設に向け、基本計画を策定した。

【平成 26 年度】

- 大師河原地区において、通学区域の一部変更を行った。

【平成 27 年度】

- 新川崎地区及び小杉駅周辺地区の小学校新設に向け、開校年度等に係る庁内会議を開催し、設置に向けての取組を推進した。

【令和元年度】

- 小杉駅周辺地区の大規模かつ複数の共同住宅の建設による児童の増加に対応するため、新たに小杉小学校を設置した。

【令和 2 年度】

- 新川崎地区新設小学校開校に向けた土地の取得、基本構想・基本計画の見直しを実施した。

【令和 3 年度】

- 新川崎地区新設小学校開校に向け、基本設計を行った。
- 大師周辺地区等において、通学区域の一部変更を行った。

【令和 4 年度】

- 新川崎地区新設小学校開校に向け、実施設計を行った。
- 塚越地区において、通学区域の一部変更を行った。

【令和 5 年度】

- 新川崎地区新設小学校開校に向け、工事に着手し、通学区域の設定等を行った。
- 下作延地区において、通学区域の一部変更を行った。

学校の適正規模・適正配置の推進

1 適正規模・適正配置の目的

本市では、大規模な住宅開発等により学校の大規模化が進む一方で、地域によって学校の小規模化が進んでいる。学校の小規模化、過大規模化が進行することによって、学校教育本来の機能が十分に発揮できないことが懸念されるため、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図ることを目的として、市立小学校・中学校の適正な学校規模の確保に向けた取組を行っている。

2 適正規模・適正配置の取組

平成 15 年 8 月に『川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方』、同年 12 月には『川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置へ向けての取り組み』をまとめ、今後も小規模化が継続していく見込みの学校や過大規模校及び今後、過大規模となる見込みの学校を適正規模化への検討が必要な対象校と位置づけるとともに、早急な対応を要する小規模校及び過大規模校については、行政区を単位とした検討委員会を設置して地域の実情に即しながら具体的な方策を検討し実施してきた。

(1) 川崎区

児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んできた桜本小学校、東桜本小学校、桜本中学校については、平成 20 年 11 月の桜本小学校・東桜本小学校・桜本中学校検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「桜本小学校と東桜本小学校を平成 22 年度に統合すること」「桜本中学校は推移を見守ること」との方針を決定した。

【平成 22 年度】 桜本小学校と東桜本小学校が統合し、さくら小学校が開校した。

(2) 幸区

早急に対応が必要な小規模校として位置づけられた河原町小学校については、平成 17 年 7 月の幸区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「平成 18 年 4 月に河原町小学校を御幸小学校に統合すること」との方針を決定した。

【平成 18 年度】 河原町小学校を御幸小学校に統合した。

(3) 中原区

早急に対応が必要な小規模校として位置づけられた下河原小学校については、平成 18 年 7 月の中原区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「下河原小学校は児童数の推移を見守ること」との方針を決定した。

(4) 高津区

早急に対応が必要な学校と位置づけられた子母口小学校においては、平成 18 年 3 月の高津区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「子母口小学校は、通学区の見直しによる過大規模解消は困難であるため、用地の確保や財政面等の課題を認識しつつも、学校を新設する必要があること」との方針を決定した。

【平成 22 年度】 子母口小学校について、過大規模校及び学校施設の狭あい解消のため分離新設を検討していくとの対応方針を抜本的に見直し、子母口小学校と東橋中学校とを合築により整備することにより、小中 9 年間にわたる良好な教育環境を確保することとした。

(5) 宮前区

早急に対応が必要な過大規模校と位置づけられた富士見台小学校、鷺沼小学校、宮崎小学校については、土橋小学校の開校により過大規模の解消が期待されたが、過大規模が続く見込みの宮崎小学校においては、平成 18 年 3 月の宮前区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「通学区を隣接校と調整すること」との方針を決定した。また、野川小学校の過大規模化回避については、その後に児童数が減少に転ずる予測もあったことから今後の児童数の推移を注視することとなった。

【平成 20 年度】 宮崎小学校について、学区内の一部において隣接する梶ヶ谷小学校への弾力的な就学を可能とする調整を行った。

(6) 麻生区

早急に対応が必要な小規模校として位置づけられた、白山小学校・白山中学校・王禅寺中学校については、平成 18 年 10 月の麻生区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「白山小学校と王禅寺小学校を平成 21 年度に統合すること」「白山中学校と王禅寺中学校を平成 20 年度に統合すること」といった方針を決定した。早急に対応が必要とされた虹ヶ丘小学校については、検討委員会からの検討結果を踏まえ「当分の間、推移を見守る。近隣校との連携と地域協力体制の強化により存続する」との方針を決定した。

【平成 20 年度】 白山中学校と王禅寺中学校が統合し、王禅寺中央中学校が開校した。

【平成 21 年度】 白山小学校と王禅寺小学校が統合し、王禅寺中央小学校が開校した。

安全安心で快適な教育環境の整備

より多くの学校施設の教育環境を、早期かつ効率的に改善するため、「学校施設長期保全計画」に基づく改修による学校施設の再生整備及び予防保全を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、教育環境の質的な改善と環境対策を併せて推進している。また、再生整備等と併せて、利用者のニーズが高い、バリアフリー化を進めるためのエレベータ整備を計画的に実施している。

1 学校施設長期保全計画推進事業

本事業では、学校施設の老朽化対策、教育環境の質的改善、環境対策を合わせて実施する再生整備と、不具合を未然に防止する予防保全型の維持補修によって、長寿命化を推進している。

【令和5年度実績】

築年数31年以上の校舎再生整備30校

- ・工事完了
 - 〔小学校〕 東大島、中原、久地
 - 〔中学校〕 西生田
- ・設計中、工事中
 - 〔小学校〕 向、白幡台、下小田中
宮崎、三田、南百合丘
 - 〔中学校〕 臨港、向丘
- ・設計中
 - 〔小学校〕 新町、川崎、東住吉、梶ヶ谷、
南野川、有馬、犬蔵、富士見台、
宮崎台、宿河原、生田、長沢、
千代ヶ丘、虹ヶ丘
 - 〔中学校〕 南大師、有馬、菅生、南生田

築年数31年以上の体育館再生整備12校

- ・工事完了
 - 〔小学校〕 幸町、下布田
 - 〔中学校〕 王禅寺中央
- ・設計完了
 - 〔小学校〕 西野川、宮前平、長尾、真福寺
- ・設計中
 - 〔小学校〕 下作延、栗木台
 - 〔中学校〕 御幸、野川、杵形

築年数21～30年の校舎再生整備8校

- ・工事完了
 - 〔小学校〕 東小倉
 - 〔中学校〕 高津、金程

- ・工事中
 - 〔高等学校〕 川崎総合科学
- ・設計完了
 - 〔小学校〕 下平間、岡上
 - 〔中学校〕 平
 - 〔高等学校〕 幸高

築年数21～30年の体育館再生整備9校

- ・設計完了
 - 〔小学校〕 藤崎、東小田、南河原、
古川、南原、稗原
 - 〔中学校〕 京町、中原、金程

築年数20年以下の校舎予防保全4校

- ・設計完了
 - 〔小学校〕 末長、向丘
 - 〔中学校〕 平間、今井

築年数20年以下の体育館校舎予防保全2校

- ・設計完了
 - 〔小学校〕 子母口
 - 〔中学校〕 東橋

※子母口小学校及び東橋中学校は合築校

2 学校施設環境改善事業

教育環境の向上を目指し、エレベータ整備によるバリアフリー化、校庭の一部を芝生等にするエコスクール化を進めている。また、地域の防災力の向上のために、非構造部材の耐震化として、体育館の窓ガラスを強化ガラスへ交換するなど、学校施設の防災機能の向上に向けた取組や環境対策として照明設備のLED化を推進している。

- ・学校トイレの環境整備(令和4年度に175校全校完了)

【令和5年度実績】

- ・学校エレベータ整備(2校)(全175校中、171校完了)
- ・体育館窓ガラス改修工事(16校設計)
- ・照明設備のLED化(9校)

3 学校施設維持管理事業

学校施設・設備の保守・点検、維持管理及び補修などを計画的に実施するとともに、緊急時における対応を施設・設備の現況に応じて実施している。

人権尊重教育の推進

人権尊重教育は、川崎市の教育の根幹をなす重要な柱である。本市では、「同和教育に関する基本的な考え方」（昭和 57 年制定）や「川崎市外国人教育基本方針」（昭和 61 年制定、平成 10 年改定）、「川崎市人権施策推進基本計画」（平成 19 年策定、令和 4 年改訂）等をもとに、教育活動を通して、いかなる差別や偏見も許さず、違いを認め互いに尊重しあう意識や態度の育成を図ってきた。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」（平成 12 年制定）に基づき、権利学習の充実を図るとともに、子どもの権利の保障に向けた様々な施策に取り組んできた。さらに、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（令和元年制定）に基づき、人権課題の解決に向けて、学校教育における人権尊重教育を一層推進するための取組を進めている。

1 人権尊重教育の推進体制

教育委員会では、昭和 58 年度から総務部に同和・人権教育担当を設置し、平成 10 年度には人権・共生教育担当に改編し、学校教育と社会教育が連携を図りつつ、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、共に生きる地域社会づくりを目指した教育活動を推進してきた。さらに、令和 2 年度の組織改編により、教育政策室人権・多文化共生教育担当として、外国につながるのある児童生徒への支援も含め、人権尊重教育の更なる推進を図っている。

学校教育では、小学校長会、中学校長会に人権教育に係る専門委員会等が設置されるとともに、各学校の校内組織に人権尊重教育担当者を置き、人権教育推進委員会等を中心に人権尊重教育について自主的な活動が行われている。

また、社会教育では、映画フィルムや図書資料等による同和・人権啓発活動に加え、昭和 60 年度から「平和教育学級」「人権尊重学級」が各市民館で開設され（後に「平和・人権尊重学級」として統合）、また平成 2 年の国際識字年を契機として「識字（日本語）学級」が開設されるなど、各社会教育機関において市民の参画を得ながら人権学習活動に取り組んでいる。

これらの人権尊重教育活動を総合的に推進するため、平成 6 年度から教育委員会を事務局とする「川崎市人権尊重教育推進会議」を設置し現在に至っている。

2 学校教育における人権尊重教育

教職員の研修を通して、人権尊重教育、多文化共生教育、子どもの権利などについて指導者としての理解と認識を深めるとともに、児童生徒の発達段階に応じて教科・領域その他あらゆる教育活動の中で人権尊重教育の取組がなされるよう、条件整備に努めている。

(1) 人権尊重教育の推進

○教職員研修（人権研修）の充実

ライフステージに応じた教職員の研修、学校用務員、学校給食調理員、事務職員、PTA等の研修を行うほか、各学校の人権担当者を対象として人権尊重教育推進担当者研修を年 4 回実施し、各学校の実践や情報交換及び外部講師の講演を取り入れた研修を行っている。

○校内人権尊重教育支援

○人権尊重教育実践研究の推進

人権尊重教育を全市へ広げていくために実践推進校及び研究推進校として、現在計 5 校が研究を進めている。実践推進校及び研究推進校の授業を全市に向けて公開するなど、研究の成果が広がるように発信している。

・実践推進校〔令和 4 年度 さくら小、桜本中〕

多文化共生教育の具現化に向け、実践推進校として人権尊重教育の日常化・定着化を目指す実践研究を毎年継続して行っている。

・研究推進校

それぞれの学校の実態に合わせた自主的な研究を進め、研究の成果を全市に広めている。

令和 4、5 年度 西御幸小、王禅寺中央中（人権尊重教育）、川崎中（多文化共生教育）

○学習資料『はたらくひとびと』の作成

職業に関わる差別意識や偏見を子どもたちが持たないようにするため、身近なところで働く人々の存在や、それぞれの仕事の意義・大切さ等を学ぶ学習資料を作成し、平成 11 年から小学校 1 年生と教職員に配布し、各教科等で活用している。また、併せて活用検討委員会を設置し、効果的な学習のあり方や活用方法を検討している。

○「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」をもとにした指導の推進

市民文化局による条例のリーフレット作成に協力し、学校に配布するとともに、指導資料を作成して、条例制定を契機とした人権尊重教育のより一層の充実を推進した。

○人権に関する啓発

・人権ポスターの募集・展示

（入賞作品による人権カレンダー作成）

・中学生人権作文の募集

（法務局、人権擁護委員協議会の協力による）

○人権教育移動教室の実施

(2) 多文化共生教育の推進

平成 10 年 4 月に改定した「川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～」で、多文化共生をめざす教育を掲げ、日本人と外国人の双方の豊かさを育み、相互の違いが豊かさとして響き合う人間関係や社会をつくりだしていくこと

を目指している。

○外国につながる児童生徒に関する各種調査

○「多文化共生ふれあい事業」の実施

日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育むことをねらいとし、地域の外国人等が母国の文化を児童生徒に伝える事業で、平成9年度から実施している。毎年2月頃には、交流会を開催して、実践事例の紹介や情報交換も行っている。

○外国人保護者向け啓発資料の作成

就学時の手続きや相談窓口の紹介、市が取り組んでいる多文化共生教育について、日本語を含む9か国語でハンドブックを作成し、外国人保護者に配布している。

○「外国人教育推進連絡会議」の開催

学校、市民館、市民ボランティア、外国人市民等、多文化共生教育の関係者が情報交換と地域における連携の深化をめざして、平成12年度から開催している。

(3) 子どもの権利に関する施策の推進

子ども参加、市民参加でつくった「川崎市子どもの権利に関する条例」(平成12年制定)の施行を踏まえ、権利学習の充実を図り、子どもの権利の保障に向けた諸施策の取組を進めている。

○権利学習資料等の作成・配布

- ・児童生徒向け「川崎市子どもの権利に関する条例」パンフレット(こども未来局と連携)
- ・児童生徒向け相談カード
- ・子どもの権利学習資料(小1・小5・中1・全教職員)

○子どもの権利学習(CAPプログラム※・性の多様性プログラム)派遣事業の実施

学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることをねらいとした「子どもの権利学習(CAPプログラム・性の多様性プログラム)派遣事業」を実施している。

CAPプログラムでは、子どもが暴力や権利侵害から自分の身を守る方法を身につける参加型学習(ワークショップ)を行う講師を、性の多様性プログラムでは自分自身や他者の多様性を尊重する大切さを考えられるような性的マイノリティの当事者を講師として学校に派遣している。

(※)CAPはChild Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略

3 社会教育における人権尊重教育

あらゆる人々の人権が尊重される社会をめざして、社会教育における人権尊重教育の推進を図る。

(1) 人権尊重教育については、学習・啓発活動と指導者研修に重点を置き、社会教育施設の条件整備や職員の資質の向上に努めている。

○学習・啓発活動

- ・総合教育センターでの人権尊重教育関係啓発

映画フィルム・ビデオ等の購入と貸出し

・図書館資料の閲覧・貸出し

・教育文化会館・市民館での平和・人権・男女平等推進学習の実施

○社会教育職員研修「人権研修」

社会教育職員への人権啓発・研修の実施

(2) 外国人市民に対する日本語学習支援事業・日本人の異文化理解を深める施策の実施

川崎市外国人教育基本方針に則り、地域で共に生きる多文化共生社会の実現をめざす。

○識字学習活動

教育文化会館、市民館6館、ふれあい館

○識字ボランティア研修

教育文化会館、市民館6館、ふれあい館

○ふれあい館との連携

在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人と日本人との交流を深めるため「ふれあい館」においてふれあい館社会教育事業を実施している。

識字学級、多文化交流学級、家庭教育学級、世代間交流学級、母国語学級、ハングル基礎講座、民族文化講座、人権尊重学級、ボランティア養成講座、その他講演会等

○地域日本語教育振興事業

識字ボランティアや学識者、関係機関・行政の連携のもとに、外国人市民の日本語学習支援等のあり方を探る。

地域日本語教育推進連絡調整会議 年2回

地域日本語連絡会 月1回程度

地域日本語ネットワークのつどい 年1回(令和5年度は「川崎市における外国人をとりまく環境について」をテーマにした講演と、グループディスカッションを実施した。)

(3) 障がい者の社会参加支援とボランティアの人権意識の向上を目指した事業の実施

○障がい者社会参加学習活動(令和6年度は障害者社会参加学習活動)

教育文化会館、市民館6館 5月～3月

○障がい者ボランティア研修(令和6年度は障害者ボランティア研修)

生涯学習推進課 年1回

(4) 男女共同参画に関わる事業の実施

○平和・人権・男女平等推進学習

教育文化会館、市民館6館

○市民館保育活動等

教育文化会館、市民館6館、分館6館

(5) いじめや不登校、児童虐待など子どもの人権に関する課題に配慮した事業の実施

○家庭・地域教育学級

教育文化会館、市民館6館、分館6館

○PTA家庭教育学級等

教育文化会館、市民館6館

学 校 支 援 体 制 の 整 備

1 区・教育担当の設置等

計画的な学校訪問を通して日常的に学校の状況を把握し、学校事故等が発生した際の緊急対応や保護者・市民からの教育相談対応、各種校長会との連携等がより円滑となるよう区担当制を構築し、各区役所に配置することにより、更にきめ細やかな学校支援を行うと同時に、0～18歳の包括的な支援を行うため、教育行政と一般行政（福祉・衛生・まちづくり等）が連携・協力して様々な課題解決に取り組んでいる。

【平成 16 年度】

- ・指導課主幹・指導主事と学校との関わり方を、それまでの校種・教科を軸としたものから、ブロック（川崎、幸・中原、高津・宮前、多摩・麻生）を中心とした体制に改編。（各ブロックに主幹1～2名と指導主事4～5名を配置）

【平成 17 年度】

- ・指導課内に、区学校運営支援担当を設け、各区に主幹と指導主事を1名ずつ、全市に学校経営アドバイザーを2名（南北各1名）配置。（主幹は区役所子ども総合支援担当主幹を併任）

【平成 18 年度】

- ・区担当の職場を指導課（明治安田生命ビル）から各区の市民館（川崎区は教育文化会館）に移動。より機動的で迅速な対応を可能とする。併せて全市に学校・地域教育推進担当参事を3名配置

【平成 20 年度】

- ・区・教育担当を指導課から独立し、各区5名体制（主幹（現在の担当課長）1、指導主事2、主査（現在の担当係長）1、学校運営推進員1）を確立。あわせて事務所（川崎区を除く）を市民館から区役所子ども支援室（=新設）内に移動。一般行政と連携した包括的な子ども支援をよりいっそう推進する。

【平成 21 年度】

- ・総合教育センターに3名配置されていたスクールソーシャルワーカー（SSW）を1名増員し、区・教育担当（川崎、中原、高津、多摩）のもとに配置。社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒のおかれた環境に様々な方法で働きかけを行い、教育相談機能をよりいっそう充実する。

【平成 22 年度】

- ・区・学校支援センターを前年度の3区（川崎、中原、多摩）から拡大し、全区の子ども支援室内に設置。地域における教育人材と学校を橋渡

しするコーディネーターとしての役割を果たす。

【平成 23 年度】

- ・川崎区・教育担当の職場を川崎市教育文化会館から川崎区役所へ移動
- ・SSWを1名増員し、麻生区・教育担当に配置

【平成 24 年度】

- ・SSWを1名増員し、幸区・教育担当に配置

【平成 25 年度】

- ・SSWを1名増員し、宮前区・教育担当に配置
全区1名配置が完了。

【平成 27 年度】

- ・川崎区・教育担当に指導主事・SSW各1名を増員

【平成 28 年度】

- ・区役所の機構改革（こども支援室と保健福祉センター地域保健福祉課の再編統合）に伴い、地域みまもり支援センター（=新設）内に区・教育担当が移動。一般行政と連携した包括的な子ども支援を引き続き推進する。

【平成 29 年度】

- ・小学校に児童支援コーディネーターが全校配置。児童生徒指導連絡会議等の運営の中で、各校の取組について協議や情報共有を行うことで、各校の児童支援活動をよりいっそう推進する。

【令和元年度】

- ・指導課内に〔法律相談弁護士〕及び〔児童生徒指導専門調整員〕を1名ずつ配置

【令和4年度】

- ・SSWを3名増員し、幸区・中原区・高津区の各教育担当に配置
- ・校内の支援体制の中核を担う担当を「支援教育コーディネーター」という名称に統一し、支援教育コーディネーター連絡会議や児童生徒指導連絡会議での学校間や校種間等の連携強化を推進する。

【令和5年度】

- ・SSWを1名増員し、宮前区・教育担当に配置

2 総合教育センターの再編

総合教育センター指導主事の役割として、従来の研修・研究の推進に加えて教科等に関する指導を充実し積極的な学校支援を行うことを明確にしている。

【平成 17 年度】

- ・総合教育センターの組織を見直し、それまでの〔総務室、教科教育研究室、教育課題研究室、情報教育研究室、生涯学習研究室、障害児教育研究

室、教育相談センター、幼児教育センター、塚越相談室}を{総務室、カリキュラムセンター、情報・視聴覚センター、特別支援教育センター、教育相談センター、幼児教育センター、塚越相談室}に改編

- ・あわせて、指導課が行っていた業務の一部を移管。指導課指導主事の教科担当を外し、カリキュラムセンターにすべての教科・領域等の担当指導主事を配置。(指導課による従前の学校訪問は廃止)
- ・第2・第4土曜日(長期休業中を除く)の開所を開始

【平成21年度】

- ・適応指導教室をそれまでの市内3か所(ゆうゆう広場さいわい・ゆうゆう広場たま・ゆうゆう広場あさお)から拡充し、ゆうゆう広場みゆきを増設。心理的な理由で学校に行かない小・中学生の自主性の育成や人間関係の適正化を図り、学校への復帰につながる取組を充実する。

【平成22年度】

- ・公立幼稚園の廃園に伴い、幼児教育センターの機能および業務の一部を市長部局(こども本部=現 こども未来局)に移管
- ・西中原中学校敷地内に、ゆうゆう広場なかはらを開設

【平成23年度】

- ・それまでの「教育情報サロン」を模様替えし、「かわさきT's(ティチャーズ)・スクエア」と名前を変えてオープン。市内の教員にとって「資料収集・提供の場」「授業づくりの場」「教員同士のつながりの場」「各研究(部)会との交流の場」となるような『学びのネットワークの場』の構築を目指す。

【平成24年度】

- ・高津小学校敷地内(幼児教育センター跡)に、ゆうゆう広場たかつを開設し、市内6か所の適応指導教室の整備が完了

【平成26年度】

- ・校務支援システムが本格稼働
- ・「インターネット相談窓口」が教育改革推進担当より移管

【令和3年度】

- ・「かわさきGIGAスクール構想」の推進のため、総合教育センターに兼務の担当部長(教育政策室本務)及び情報・視聴覚センター内にGIGAスクール推進担当を設置

【令和4年度】

- ・全市立中学校・高等学校にスクールカウンセラーを配置完了

- ・学校巡回カウンセラーを15名に増員し、小学校への月2回の定期派遣を開始。

【令和5年度】

- ・特別支援学校へも学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣開始
- ・GIGAスクール推進担当を教育システム最適化・GIGAスクール構想推進担当とGIGAスクール構想推進担当に名称変更

3 教育政策室(旧教育改革推進担当)の設置

いじめ、不登校への対応や、地域に開かれた学校づくり、国の新たな施策の反映など、学校教育にかかる今日的課題に対応するために平成20年度に教育委員会事務局総務部に設置した教育改革推進担当を令和2年度に教育政策室に再構成し、関係部署と連携を強化しながら学校支援に当たっている。

【平成20年度】

- ・深刻化、多様化するいじめの未然防止、登校支援対策等を推進する〔共生・共育〕担当、各区教育担当の総括、調整等を担当する〔区教育・調整〕担当、市立高等学校改革の推進等を担当する〔高校改革〕担当を新設し、それぞれに主幹(現在の担当課長)1名、指導主事1名を配置
- ・参事(現在の担当部長)1名が教育改革推進担当を統括するとともに、〔調整〕及び〔学校教育〕の業務を、企画課及び指導課の主幹、主査(現在の担当係長)、指導主事等が兼務
- ・9月にネットいじめやインターネットトラブルで困っている子どもや保護者からの相談、学校への支援を目的として、〔共生・共育〕担当のもとに「インターネット相談窓口」を開設

【平成22年度】

- ・子どもたちがよりよい人間関係をはぐくんでいくための「かわさき共生*共育プログラム」を全市立学校に導入
- ・〔高校改革〕担当の指導主事を1名増員
- ・〔区教育・調整〕担当の担当課長と指導主事が、指導課の〔教育改革推進〕業務を兼務

【平成23年度】

- ・〔区教育・調整〕担当および〔高校改革〕担当の担当課長と指導主事が、指導課の同業務を兼務

【平成24年度】

- ・〔中高一貫教育校開設準備〕担当を新設し、担当課長1名、担当係長1名を配置

【平成26年度】

- ・市立川崎高等学校附属中学校開校に伴い〔中高一貫教育校開設準備〕担当を廃止
- ・〔高校改革〕担当の指導主事を1名減員
- ・キャリア在り方生き方教育推進のため〔共生・

共育〕担当に指導主事を1名増員

- ・〔区教育・調整〕担当の指導主事を廃し、代わりに事務担当を配置。〔区教育・調整〕担当業務に加え、教育改革推進担当全体の事務や、区・教育担当事務の統括・調整を司る。
- ・「インターネット相談窓口」を総合教育センターT'sスクエアに移管

【平成27年度】

- ・教育改革推進担当の〔調整〕・〔学校教育〕および指導課の〔区教育・調整〕・〔高校改革〕の業務を廃し、教育改革推進担当および企画課、指導課の担当課長、担当係長、指導主事等の兼務を解消

【平成29年度】

- ・〔高校改革〕担当を廃止

【平成30年度】

- ・〔働き方・仕事の進め方改革〕担当を新設し、担当課長1名、担当係長1名を配置
- ・〔区教育・調整〕担当の事務担当を廃し、代わりに指導主事を配置

【令和2年度】

- ・教育改革推進担当を廃し、教育政策室を設置し、〔企画〕〔調整〕〔政策推進〕〔区教育・事業調整〕〔人権・多文化共生教育〕〔働き方・仕事の進め方改革〕〔GIGAスクール構想推進（情報・視聴覚センターと兼務）〕〔高校改革（指導課と兼務）〕に再構成

【令和5年度】

- ・〔GIGAスクール構想推進（情報・視聴覚センターと兼務）〕担当を〔教育システム最適化・GIGAスクール構想推進（情報・視聴覚センターと兼務）〕担当に名称変更

4 支援教育課の設置

特別支援教育の更なる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進するため、令和4年度から新たに学校教育部に支援教育課を設置した。

特色ある高等学校教育の推進

グローバル化、情報化などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味、関心、進路希望等が一層多様化している。本市では、市立高等学校の生徒一人ひとりが、変化の激しい社会においてたくましく生き抜くことに必要な「生きる力」を身につけることをめざし、中高一貫教育の推進をはじめ、各校の特色を活かした多様な学習ニーズに対応する教育活動を推進し、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進している。

1 魅力ある高校教育の推進事業

平成19年7月に策定された、「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある教育課程を編成し、特色ある学校づくりを一層推進するとともに、平成30年度に「第1次計画」の検証・評価を実施し、令和2年2月に、「第2次計画」を策定した。現在、第2次計画の推進を行っている。

【令和5年度実績】

- 市立高等学校定時制生徒自立支援事業として、高等学校定時制4校全てにおいて居場所カフェを展開し、様々な課題を持つ生徒の自立に向けて、学校と生徒に関する情報交換を行いながら、卒業後の進路に向けたキャリアサポート等を行うとともに、学校内における生徒の居場所づくり、相談への対応、学習支援等を行った。
- 川崎高等学校定時制では、在県外国人等特別募集を行い、生徒の日本語支援及び個に応じた学習支援を行えるよう、取り出し授業や学校設定科目を含む教育課程の編成を支援した。

2 中高一貫教育推進事業

特色ある魅力的な学校づくりの推進及び教育内容の改善・充実をめざして、平成26年4月に中高一貫教育校である川崎高等学校附属中学校が開校した。総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICTを活用した学習活動を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開している。

【令和5年度実績】

- 川崎高等学校では、附属中学校の五期生までが高校卒業を迎え、それぞれ希望の進路先へと進んでいった。第2次計画により、令和3年度入学生から普通科における入学者の募集を停止したことに伴い、中高の円滑な接続に向けた取組を図るための取組や、中高一貫教育校としての教育課程の編成を支援した。
- 附属中学校における総合的な学習の時間で身につけた知識や技術を、川崎高等学校においてさらに深め、発展させることを目的に計画していた横浜国立大学との連携は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年度に続き中止となったが、再開に向けて調整中である。
- グローバルコミュニケーション力を育むことを目的とした海外研修は新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続き、再開後2度目の実施となった。校内においては年間を通して事前学習を行い、オーストラリアの歴史・文化やホームステイの心得などを学習し、フェアウェルパフォーマンスの検討・練習などを行い、海外研修に臨んだ。



川崎高等学校における海外研修の様子